

2016年12月22日 改定

不正取引に関与した取引業者に対する処分方針

東洋食品工業短期大学
学長 後藤 弘明

東洋食品工業短期大学における購買等の取引について、購買・発注業務等の適正な運用・管理を確保することを目的に、不正行為が発覚した場合の取引業者に対する処分方針について、以下のとおり定める。

(定義)

本処分方針の適用対象は、東洋食品工業短期大学が取引に関係するすべての取引業者とする。

(処分方針)

不正な取引に関与した業者に対する処分方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 処分の対象となる行為は以下のとおりとする。
 - ①物品購入、業務委託等に関する提出書類に、虚偽の記載等があり、契約の相手先として不相当と認められたとき。
 - ②本学の調査に当たり、虚偽の申告をしたと認められたとき。
 - ③見積りに際し、不正の行為があったと認められたとき。
 - ④見積書・契約書の履行に際し、品質、数量等につき不正の行為があったと認められたとき、又は業務委託について粗雑な履行を行ったと認められたとき。
 - ⑤本学構成員に対する贈賄が発覚したとき。
 - ⑥その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。
- (3) 取引停止の期間については、不正への関与の程度、額等に応じその都度、最高管理責任者(学長)が決定する。